

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
青森医学振興会	年会費	100,000	100,000	7/31	医療の質の向上及び地域医療連携の促進のために、会員へ提供される医療情報等が必要であるため。	公社	都道府県所管
石川県産業創出支援機構	研修会会場費	180,730	—	5/30、6/30、9/30、10/31	—	公財	都道府県所管
医療研修推進財団	年会費	125,000	25,000	5/1、15、29、8/8 ※複数施設から支出	医療の質の向上及び地域医療連携の促進のために、会員へ提供される医療情報等が必要であるため。	公社	国所管
神奈川県病院協会	前期分会費	163,200	163,200	7/28	医療の質の向上及び地域医療連携の促進のために、会員へ提供される医療情報等が必要であるため。	公社	都道府県所管
川崎市医師会	年会費	201,600	201,600	9/19	医療の質の向上及び地域医療連携の促進のために、会員へ提供される医療情報等が必要であるため。	公社	都道府県所管
京都労働基準協会	広告掲載料	120,000	—	7/25、8/11、28、9/30	—	公社	都道府県所管
原子力安全技術センター	定期検査及び定期確認手数料	401,300	—	6/18	—	公財	国所管
長陵医学振興会	年会費	150,000	50,000	7/2、9/5 ※複数施設から支出	医療の質の向上及び地域医療連携の促進のために、会員へ提供される医療情報等が必要であるため。	公財	都道府県所管
仙台市防災安全協会	自衛消防業務(新規)講習受講料	117,000	—	6/2、8/19 ※複数施設から支出	—	公社	都道府県所管

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの金 額、もしくは最低限の 金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
全日本病院協会	年会費	288,000	96,000	5/20、28、6/19 ※複数施設から支出	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進のために、 会員へ提供される医療情 報等が必要であるため。	公社	国所管
高梁医師会	高梁医師会会費前期分	120,000	120,000	7/25	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進のために、 会員へ提供される医療情 報等が必要であるため。	公社	都道府県所轄
千葉県医師会	年会費	410,000	410,000	5/29	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進のために、 会員へ提供される医療情 報等が必要であるため。	公社	都道府県所管
鳥取県西部医師会	年会費	328,000	328,000	8/28	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進のために、 会員へ提供される医療情 報等が必要であるため。	公社	都道府県所管
新潟県病院協会	年会費	144,000	144,000	7/10	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進のために、 会員へ提供される医療情 報等が必要であるため。	公社	都道府県所管
日本医師会	臨床検査精度管理調査参加費	1,144,680	—	7/1、2、8、10、17、24、30、 31、8/29 ※複数施設から支出	—	公社	国所管
日本医療機能評価機構	年会費	1,200,000	60,000	4/14、15、22、24、28、30、 5/1、30、6/23、8/29 ※複数施設から支出	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進のために、 会員へ提供される医療情 報等が必要であるため。	公財	国所管
	産科医療補償制度掛金	2,040,000	—	4/28、5/27、6/27、7/28、 8/27、9/24	—		
	病院機能評価申込料	2,268,000	—	4/23、5/28、8/13、9/5 ※複数施設から支出	—		
日本中毒情報センター	年会費	212,000	2,000	4/10、15、17、5/14 ※複数施設から支出	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進のために、 会員へ提供される医療情 報等が必要であるため。	公財	国所管
日本人間ドック学会	年会費	190,000	10,000	4/1、28、5/12、6/6、7/30、 31 ※複数施設から支出	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進のために、 会員へ提供される医療情 報等が必要であるため。	公社	国所管

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの金 額、もしくは最低限の 金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
日本理学療法士協会	研修会参加費	259,470	—	5/1、9/30 ※複数施設から支出	—	公社	国所管
浜松市文化振興財団	研修会会場費	106,150	—	4/30、5/30、8/29、9/30	—	公財	都道府県所管
肥後医育振興会	市民公開講座熊本への協力金	500,000	500,000	8/6	—	公財	都道府県所管
福岡県病院協会	年会費	100,000	50,000	4/28、5/2 ※複数施設から支出	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進のために、 会員へ提供される医療情 報等が必要であるため。	公社	県所管
福岡市防災協会	自衛消防講習会受講料	100,000	—	4/30、7/25、8/15 ※複数施設から支出	—	公財	都道府県
三重県医師会	研修会会場費	189,000	—	7/31、9/30	—	公社	都道府県所管
横浜市病院協会	前期分会費	261,000	189,000	4/28	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進のために、 会員へ提供される医療情 報等が必要であるため。	公社	都道府県所管
和歌山県病院協会	年会費	470,000	470,000	5/29	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進のために、 会員へ提供される医療情 報等が必要であるため。	公社	都道府県所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。